

天草市健康増進計画(第2期)〔案〕への意見募集

「天草市健康増進計画(第2期)〔案〕」について、市民の皆さんのご意見を募集します。

なお、この案は天草中央・東・西保健福祉センター、本庁・社会福祉課、各支所担当課のほか、市のホームページでも見ることが出来ます。

▼**募集期間** 1月4日(金)から2月4日(月)まで。

▼**提出方法** ②ご意見をまとめたもの(様式は自由)に、住所・氏名を記入し、本庁・健康増進課(天草中央保健福祉センター内)へ提出(持参の場合は土・日曜日、祝日を除く)してください。また、ご意見が案のどの部分に対するものか、を明記してください。

なお、電話や口頭によるご意見は受け付けません。

▼**郵送・持参** 〒863100 43市内亀場町亀川1886-12 天草市役所・健康増進課
 [FAX] ②41631

〔電子メール〕 kenkou@city.amakusa.lg.jp

※詳細は本庁・健康増進課(天草中央保健福祉センター内) ☎②43737へお尋ねください。

給与支払報告書の提出をお願いします

平成24年中に給料や賃金などを支払った事業所または個人事業主は、「給与支払報告書」を提出してください。

なお、パートやアルバイト、または年の途中で退職した人、個人事業主で家族などの事業専従者に支給する給与についても提出が必要です。

「給与支払報告書」を提出しないと、給与について従業員の人に住民税の申告をお願いすることになりますので、必ず提出してください。

▼**提出期限** 1月31日(※※※)の提出をお願いします。

▼**提出先** ②本庁・市民税課または各支所担当課。

〔郵送〕〒86318631 (住所記載不要) 天草市役所・市民税課
 ※なお、インターネット(e)

LTAX)を利用して「給与支払報告書」を提出することが出来ます。ご利用についての詳細はeLTAXのホームページをご覧ください。

※詳細は本庁・市民税課(内線1144)へお尋ねください。

事業者にかかる固定資産税を免除します

市では、企業誘致の促進と、産業振興や雇用拡大のため、固定資産税を課税免除する特例を設けています。免除を受けるためには申請が必要です。

▼**対象** ②製造業・情報通信技術利用事業(コールセンター)・旅館業(下宿営業を除く)を行うための特別償却設備(家屋やその家屋が建つ部分の土地、事業に使用する償却資産で機械・装置)を新・増設した事業者。

▼**適用基準** ②平成24年1月2日から翌25年1月1日までに新・増設した特別償却設備で、取得価額の合計額が2,700万円を超えるも

とした機械の導入(自動車や間接的な機械設備を除く)・顧客のための無料駐車場の整備(用地取得費を除く)・公共事業の施行に伴う改装や移転(補償対象となる部分や住居を除く)。

▼**申込方法** ②1月31日(※)までに、各商工会議所または市商工会に次の関係書類により申し込んでください。

- 補助金等交付申請書
- 商工業設備投資資金利子補給補助金事業計画書(新規のみ)
- 計算基礎書
- 資金借入契約書の写しと償還計画書
- 商工業設備投資資金利子補給補助金支払実績証明書
- 商工業設備投資資金利子補給補助金完了報告書(新規のみ)
- 滞納のない証明書

※詳細は本庁・商工観光課商工振興係(天草宝島国際交流会館ポルト内) ☎②41155または各商工会議所、市商工会へお尋ねください。

認定長期優良住宅の固定資産税の減額について

平成26年3月31日までに新築した認定長期優良住宅は、1戸あたり120㎡までに相当する固定資産税の2分の1が5年間減額されます。

▼**対象の要件** ①●家屋の居住部分の床面積が2分の1以上であること ●1戸あたりの床面積が50㎡(1戸建て

の。なお、土地は取得日の翌日から1年以内に家屋の建設に着手されたものに限ります。

▼**免除期間** ②固定資産税が最初に課税される年度を含む3年間。

▼**申請期限** ②1月31日(※)まで。 ※詳細は本庁・固定資産税課(内線1154)へお尋ねください。

●なお、企業誘致や地場産業の振興のための奨励措置(工場等の建設費や用地の取得費の補助、雇用奨励金などの交付)も行っています。

※詳細は本庁(別館)・商工観光課(内線2557)へお尋ねください。

商工業設備投資資金利子補給補助金の受付開始

常時雇用している従業員数が20人以下(商業やサービス業は5人以下)の商工業小規模事業者で、設備投資のため500万円以上の資金の借入れを行った事業者に対して、利子補給補助金を交付します。

▼**補助対象** ②●事業用店舗や倉庫、工場、事務所の新築または増改築 ●製造を目的

とした機械の導入(自動車や間接的な機械設備を除く)・顧客のための無料駐車場の整備(用地取得費を除く)・公共事業の施行に伴う改装や移転(補償対象となる部分や住居を除く)。

牛深町の地籍図、地籍簿の閲覧を!

平成23年度に地籍調査を実施した、牛深町天附の一部地区の地籍図と地籍簿の作成作業が終了しました。

該当地域の土地の所有者または代理の人は閲覧期間内に必ず閲覧し、誤りがないかを確認してください(印かん持参)。

なお、異議がある人は、閲覧期間内に牛深支所・地籍調査課へ申し出てください。

◆**閲覧日程**

閲覧期間	場所	該当地域(字名)
① 1月11日(金) 午前9時～午後7時	天附区集会場	駄繫、三十六、俣井、春這、北干砂河内、井出ノ口、一本松、萩原
② 1月15日(火)・16日(水) 午前9時～午後7時	砂月公民館	長部田、干砂河内、二反田、米淵、納屋迫、砂月、眞柿、作造山、後家迫、七ツ割、笠山、八窪、萬吉ヶ浦、鶴葉山、下河原
③ 1月17日(木)・18日(金) 午前9時～午後7時	東目地区集会場	鯨戸、中ノ倉、上ノ倉、大平、上ノ河原、鬘掃除、眞米、泣迫、亀崎、柳子、魚見峠、一畝蒔、黒米、西黒米、出之串、小崎
④ 1月21日(月)～30日(水) 午前9時～午後5時	牛深支所2階地籍調査課	上記の字すべて

【問い合わせ先】牛深支所・地籍調査課

市有財産(河浦町宮野河内)を公売します!

■**都市計画用途区域** = 都市計画区域外。

■**公売方法** = 一般競争入札。

■**募集要領** = 1月7日(月)から本庁・管財課または河浦支所・総務市民課で配布します。

■**申込受付** = 1月7日(月)から同31日(水)まで

(土・日曜日、祝日を除く)の、午前8時30分から午後5時15分まで同課で受け付けます。

■**入札日程** = 2月13日(水)午前11時から宮野河内公民館で行います(現地説明会を同日午前10時から行います)。

所在地		地目	面積	最低売却価格
①	河浦町宮野河内字前田336番15	雑種地	263㎡	155万6千円
②	〃 336番16		271㎡	157万7千円
③	〃 336番17		289㎡	167万6千円
④	〃 336番18		210㎡	126万3千円
⑤	〃 336番19		238㎡	140万4千円
⑥	〃 336番20		238㎡	138万円
⑦	〃 336番21		237㎡	137万8千円
⑧	〃 336番22		273㎡	164万2千円
⑨	〃 336番23		267㎡	157万6千円
⑩	〃 336番24		258㎡	152万5千円
⑪	〃 336番25		241㎡	140万円

【問い合わせ先】本庁・管財課(内線1366)